

六 機械技術者檢定令關係

機械技術者檢定令

(昭和十六年五月三十一日
勅令第六百四十四號)

第一條 機械工作又ハ金屬加工ヲ行フ工場事業場ニ於ケル機械工作又ハ金屬加工ノ生産作業ニ
従事スベキ技術者ノ需給ノ圓滑ニ資スル爲本令ニ依リ當該技術者タルニ須要ナル能力ノ檢定
ヲ行フ

第二條 檢定ハ毎年一回以上之ヲ行フ

第三條 檢定ハ筆記試験、作業試験及口頭試問ニ依リ之ヲ行フ

第四條 檢定ハ機械技術者檢定委員之ヲ行フ

第五條 機械技術者檢定委員ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ委員長、常任委員及臨時委員ヲ以テ之ヲ
組織ス常任委員ハ二十人以内トス

第六條 委員長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

常任委員及臨時委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣
ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル常任委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ

於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第七條 委員長ハ檢定ノ事務ヲ統理ス

第八條 常任委員ハ檢定ニ關スル事ヲ掌ル

第九條 臨時委員ハ作業試験及口頭試問ノ事ヲ掌ル

第十條 機械技術者檢定主事一人ヲ置キ厚生大臣ノ奏請ニ依リ厚生省高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

主事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ檢定ニ關スル庶務ヲ整理ス

第十一條 機械技術者檢定常任書記及機械技術者檢定臨時書記ヲ置キ關係各廳判任官ノ中ヨリ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十二條 本令ニ定ムルモノノ外檢定ヲ受クル者ノ資格其ノ他檢定ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前昭和十五年厚生省令第八號機械技術者檢定規則ニ依ル檢定ニ合格シタル者ハ本令ニ依ル檢定ニ合格シタル者ト看做ス

機械技術者檢定令施行規則

(昭和十六年七月五日
厚生省令第三十五號)

改正 昭和十七年十一月一日厚生省令第五十二號(ハ)

第一條 檢定ノ期日、場所及出願期間ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第二條 年齢二十年以上ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ非ザレバ檢定ヲ受クルコトヲ得ズ

一 機械工作又ハ金屬加工ヲ行フ工場事業場ニ於ケル機械工作又ハ金屬加工ノ生産作業ニ五年以上従事シ且現ニ従事スル者

二 前號ノ生産作業ニ三年以上従事シ且現ニ従事スル者ニシテ受檢ニ付特ニ工場事業場ノ長ノ推薦シタルモノ

三 第一號ノ生産作業ニ五年以上従事シタル者ニシテ現ニ工場事業場技能者養成令ニ依ル養成施設、青年學校、國民職業指導所ノ職業補導施設其ノ他厚生大臣ノ指定スル養成施設ノ指導員其ノ他ノ教職員タルモノ

前項ノ年齢及従事シタル年數ノ計算ニ付テハ受檢セントスル年ノ四月一日現在ヲ以テ計算スルモノトシ仍従事シタル年數ノ計算ニ付テハ月數ニ依リ計算シ従事シタル日數一月ニ充タザル場

合ハ一月トシテ計算スルモノトス

第三條 筆記試験ハ前期試験及後期試験ニ分チテ之ヲ行フ

第四條 前期筆記試験ニ合格シタル者ニ非ザレバ後期筆記試験ヲ受クルコトヲ得ズ

前期及後期筆記試験ニ合格シタル者ニ非ザレバ作業試験及口頭試問ヲ受クルコトヲ得ズ

第五條 前記筆記試験ニ合格シタル者ハソノ合格シタル年ノ翌翌年末迄ニ行ハルル檢定ニ限り其ノ合格シタル試験ヲ免除ス

前期及後期ノ筆記試験ニ合格シタル者ニハ後期筆記試験ニ合格シタル年ノ翌翌年末迄ニ行ハルル檢定ニ限り筆記試験ヲ免除ス

第六條 筆記試験ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ

前期試験

一、工業 數學

二、工業 理科

三、機械 學

四、製 圖

後期試験

一、材 料

- 二、一般工作法
- 三、電 氣

四、工場管理常識

第七條 作業試験ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ

一 製圖(専門作業ニ付機械設計作業ヲ選擇シタル者ニ付テハ仕上及組立作業)

二 左ノ専門作業中ヨリ受檢者ノ選擇シタル一専門作業

機械作業

仕上及組立作業

木型及鑄造作業

火造及熟處理作業

製罐及熔接作業

機械設計作業

三 工場事業場ニ於ケル一般作業常識

第八條 口頭試問ハ受檢者ガ國民常識其ノ他機械技術者タルニ須要ナル能力ヲ有スルヤ否ヤヲ

考查スルニ必要ナル事項ニ付之ヲ行フ

第九條 檢定ヲ受ケントスル者ハ願書(様式第一號)ニ左ノ書類ヲ添ヘ勤務地ヲ管轄スル地方長

官(東京府ニ在リテハ警視總監)ヲ經由シ機械技術者檢定委員長ニ提出スベシ

一 履 歷 書(様式第二號)

二 戶籍抄本

三 寫眞(手札形トシ、半身脱帽ニテ出願前一年内ニ撮影シ臺紙ニ貼附セス、裏面ニ氏名ヲ

自署シタルモノ)

四 第二條第一項第一號又ハ同條同項第三號ニ該當スル者ニ在リテハ現ニ勤務スル工場事業

場又ハ養成施設ノ長ノ證明書(様式第三號)、同條同項第二號ニ該當スル者ニ在リテハ現ニ

勤務スル工場事業場ノ長ノ推薦書(様式第四號)

第十條 檢定ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ五圓ヲ納付スベシ

第十一條 檢定ニ合格シタル者ニハ合格證書(様式第五號)ヲ付與シ且其ノ氏名ハ官報ヲ以テ之

ヲ公告ス

第十二條 合格證書ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ合格證書ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ其

ノ事由ヲ具シ合格證書ノ書換又ハ再交付ヲ機械技術者檢定委員長ニ出願スルコトヲ得
合格證書ノ書換又ハ再交付ヲ出願スル者ハ手數料トシテ一圓ヲ納付スベシ

第十三條 不正ノ方法ニ依リ檢定ヲ受ケントシタル者又ハ本令ノ規定ニ違反シタル者ニ對シテ
ハ其ノ試験ヲ停止シ其ノ合格ヲ無効トス

前項ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ三年以内ニ於テ期間ヲ定メ檢定ヲ受ケシメザルコトアル
ベシ

第十四條 手數料ハ收入印紙ヲ用ヒ願書ニ貼附スベシ

既ニ納メタル手數料ハ何等ノ事由アルモ還付セズ

附 則

本令ハ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

機械技術者檢定規則ハ之ヲ廢止ス

機械技術者檢定規則ニ依ル前期又ハ後期ノ筆記試験ニ合格シタル者ハ本令ニ依ル前期又ハ後期
ノ筆記試験ニ合格シタル者ト看做ス

附 則 (昭和十七年厚生省令第五十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號(用紙ノ大サハ日本標準規格四號又ハ美濃判)

收 入
印 紙

機 械 技 術 者 檢 定 願

本 籍 何府縣何郡何町(北海道)(市)(區)(村)大字何、何番地
現 住 所 何府縣何郡何町(北海道)(市)(區)(村)大字何、何番地
勤務ノ場所 何府縣何郡何町(北海道)(市)(區)(村)何工場(何施設)

(振假名ヲ附スルコト)

氏 名

年 月 日生

受験スベキ専門作業 何々

免除ヲ受クル筆記試験 前期試験何年何月合格
後期試験何年何月合格

私儀機械技術者檢定令ニ依ル檢定相受度書類ヲ添へ此段相願候也

年 月 日 氏 名 願

機械技術者檢定委員長 氏 名 殿

(記載注意)

免除ヲ受クル筆記試験及其ノ合格年月ハ第五條ノ規定ニ依リ筆記試験ノ全部又ハ一部ヲ免除セラ
ル者ニ限り之ヲ記載スルコト

履 歷 書

本 籍 何府縣何郡何町(北海道)市(區)村(大字)何、何番地
現 住 所 何府縣何郡何町(北海道)市(區)村(大字)何、何番地
勤務ノ場所 何府縣何郡何町(北海道)市(區)村(大字)何、何番地

年 月 日生 氏 名

學 業

- 一、何小學校 何年何月卒業又ハ何學年修了
- 一、何青年學校 何年何月卒業又ハ何學年修了
- 一、何學校(何科) 何年何月入學何年何月卒業又ハ何學年修了

受驗資格關係業務

- 一、何工場何事業場 何年何月ヨリ何年何月迄(何年何月間)何々トシテ勤務
- 一、何工場何事業場(何施設)何年何月ヨリ何々トシテ勤務現在ニ至ル(何年何月間)

其ノ他ノ業務

- 一、何々々 業 何年何月ヨリ何地ニ於テ從事
- 一、何會社何商店 何年何月ヨリ何年何月迄何々トシテ勤務

賞 罰

- 一、何年何月何日 何々
- 右之通相違無之候也

氏 名

氏 名

(記載注意)

受驗資格關係業務ハ機械工作又ハ金屬加工ノ生産作業ニ關スルモノニ限り之ヲ記載スルコト尙第二條第三號ニ該當スル者ニアリテハ現ニ勤務スル養成施設ニ於ケル業務ニ關シテモ之ヲ記載スルコト

勤 務 證 明 書

本 籍 何府縣何郡何町(北海道)市(區)村(大字)何、何番地
現 住 所 何府縣何郡何町(北海道)市(區)村(大字)何、何番地
勤務ノ場所 何府縣何郡何町(北海道)市(區)村(大字)何、何番地

年 月 日生 氏 名

- 一、勤務開始年月日
- 一、勤務職種並ニ地位
- 一、勤務 狀 態

右 證 明 候 也

所 在 地 工場事業場又ハ養成施設ノ長名

氏 名

氏 名

(記載注意)

- 一、勤務職種並ニ地位ハ現在ニ於ケル職種並ニ地位ヲ記載シ地位ハ係長、役付工、指導員等其ノ工場事業場又ハ養成施設ニ於テ使用スル名稱ヲ以テ之ヲ記載スルコト
- 二、勤務狀態ハ勤務ニ關シ表彰賞與ヲ受ケタルコトノ有無其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

様式第四號(用紙ノ大サハ日本標準規格B四號又ハ美濃判)

八一六

推薦書

本籍
現住所
勤務ノ場所

何府縣何郡何町(北海道)(市)(區)(村)大字何、何番地
何府縣何郡何町(北海道)(市)(區)(村)大字何、何番地
何府縣何郡何町(北海道)(市)(區)(村)何工場(何施設)

氏
年 月 日生 名

- 一、勤務開始年月日
- 二、勤務職種並ニ地位
- 三、勤務狀態
- 四、推薦事由

右機械技術者檢定受檢ニ付推薦候也

年 月 日

所 在 地
工場事業場ノ長名

氏
名 印

(記載注意)

- 一、勤務職種並ニ地位、勤務狀態ハ様式第三號ニ準ジ記載スルコト
- 二、推薦事由ハ五年以上従事シタル者ト同等ノ實力アリト認メタル事由ヲ詳細ニ記載スルコト

様式第五號

第 號

合格證書

本 籍

氏
名

年 月 日生

右ハ機械技術者檢定令ニ依ル機械技術者檢定ニ合格シタルコトヲ證ス

年 月 日

機械技術者檢定委員長 氏
名 印

八一七

大東亞戰爭ノ爲召集セラレタル者ノ機械技術者 檢定受檢ノ特例ニ關スル件

(昭和十六年十月十四日)
(厚生省令第四十九號)

改正 昭和十七年五月厚生省令第二十九號

第一條 機械技術者檢定(以下檢定ト稱ス)ノ前期又ハ後期ノ筆記試験ニ合格シタル者ニシテ大東亞戰爭ノ爲召集セラレタルニ因リ其ノ回ノ檢定ノ後期筆記試験、作業試験又ハ口頭試問ヲ受クルコト能ハザリシモノハ之ニ代ハルベキモノトシテ召集解除ノ年又ハ其ノ翌年ニ於テ行ハルル檢定ノ中一回ニ限り後期筆記試験、作業試験又ハ口頭試問ヲ受クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ後期筆記試験、作業試験又ハ口頭試問又受ケントスルモノハ大東亞戰爭ノ爲召集セラレタルコト及其ノ召集ヲ解除セラレタルコトヲ證スル書類(召集ノ種類及年月日並ニ召集解除ノ年月日ヲ記載シタル市町村長、聯隊區司令官、聯隊長等ノ證明書)及寫眞(手札形トシ半身脱帽ニテ出願前一年内ニ撮影シ臺紙ニ貼附セス、裏面ニ氏名ヲ自署シタルモノ)ヲ添ヘ檢定ノ出願期間中ニ機械技術者檢定委員長ニ書面ヲ以テ願出ヅベシ

第一項ノ後期筆記試験、作業試験又ハ口頭試問ニ合格セザリシ者ニハ機械技術者檢定令施行規則(以下規則ト稱ス)第五條ノ規定ニ拘ラズ尙其ノ試験又ハ試問ニ合格セザリシ年ノ翌翌年

末迄ニ行ハルル檢定ニ限り前期又ハ後期ノ筆記試験ヲ免除ス

第二條 規則第五條ノ規定ニ依リ前期又ハ後期ノ筆記試験ヲ免除セラルル者ニシテ大東亞戰爭ノ爲召集セラレタルモノニハ同條ノ規定ニ拘ラズ尙召集解除ノ年ノ翌翌年末迄ニ行ハルル檢定ニ限り前期又ハ後期ノ筆記試験ヲ免除ス

第三條 規則第十條ノ規定ニ依リ手数料ヲ納メタル後大東亞戰爭ノ爲召集セラレタルニ因リ檢定ヲ受クルコト能ハザリシ者召集解除ノ年又ハ其ノ翌年ニ於テ檢定ヲ受ケントスル場合ニ於テハ一回ニ限り手数料ヲ免除ス

第四條 第一條第三項又ハ第二條ノ規定ニ依リ前期又ハ後期ノ筆記試験ノ免除ヲ受ケントスル者又ハ前條ノ規定ニ依リ手数料ノ免除ヲ受ケトンスル者ハ規則第九條ノ受檢願書ニ其ノ旨ヲ記載シ尙大東亞戰爭ノ爲召集セラレタルコト及其ノ召集ノ解除セラレタルコトヲ證スル書類(召集ノ種類及年月日並ニ召集解除ノ年月日ヲ記載シタル市町村長、聯隊區司令官又ハ聯隊長等ノ證明書)ヲ添附スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

機械技術者檢定施行要綱

(昭和十五年三月二十五日)
(厚生省告示第五十八號)

改正 昭和十六年一月十五日厚生省告示第七號(イ)、昭和十六年七月五日厚生省告示第二百八十八號(乙)

第一 機械技術者檢定令ニ依ル機械技術者ノ檢定ハ受檢者ガ機械工作又ハ金屬加工ヲ行フ工場事業場ニ於テ其ノ生産作業ニ從事スル技術者即チ所謂現場技術者タルノ能力ヲ有スルヤ否ヤヲ考試セントスルモノニシテ其ノ試験及試問ノ程度ハ概ネ工業學校(甲種程度)ヲ卒業シ工場事業場ニ於ケル實務ニ相當期間(四、五年)從事シ現ニ技術者タル者ノ通常保有スベキ實務的知識技能ト同程度タルモノトス

第二 筆記試験ハ概ネ左ノ範圍ニ於テ主トシテ實際的問題ヲ選擇シテ之ヲ行フモノトス

一 工業數學

算術、代數、平面幾何初步及三角法初步

二 工業理科

物性、熱、光、水力學、原動機及無機化學

三 機械學

機械ノ要素、機械力學及材料力學

四 製 圖

用器畫法及讀圖

五 材 料

金屬材料、燃料及減磨劑

六 一般工作法

木型、鑄造、火造、製罐、熔接、機械工作及仕上組立

七 電 氣

電氣回路、電動機、變壓器、電氣計器、開閉器及電氣照明

八 工場管理常識

工程管理 賃金、工場原價計算及安全管理

第三 作業試験ハ製圖及専門作業ニ在リテハ概ネ左ノ範圍ニ於ケル作業ヲ行ハシメ且必要ニ應ジ實地ニ於テ作業ノ實際ニ付檢定委員ノ質問ニ答ヘシメ、工場事業場ニ於ケル作業常識ニ在リテハ實地ニ於テ一般作業ノ常識ニ付檢定委員ノ質問ニ答ヘシメ之ヲ行フモノトス

一 製 圖

簡單ナル見取圖ノ作成（専門作業ニ付機械設計作業ヲ選擇シタル者ニ付テハ簡單ナル仕上及組立作業）

二 機械作業

旋盤、フライス盤、形削盤、平削盤、ボール盤及研磨盤作業ノ中一作業又ハ二作業

三 仕上及組立作業

ケガキ、鏤、タガネ及キサゲ作業

四 木型及鑄造作業

木型、原圖引キ、木取り及平面削リ作業又ハ鑄型込作業

五 火造及熱處理作業

火造作業

六 製罐及熔接作業

原圖引キ、鋸打チ及填隙作業又ハガス熔接作業若ハ電気熔接作業

七 機械設計作業

機械及器具ノ設計製圖作業

第四 口頭試問ハ一般國民トシテ理會スベキ常識問題其ノ他機械技術者トシテ理會スベキ常識問題並ニ産業人トシテノ心掛等ニ付之ヲ行フモノトス